

令和5年度被保険者の特定保健指導業務委託機関の新規募集について

1. 委託業務概要

全国健康保険協会東京支部（以下、「東京支部」という。）被保険者に対する特定保健指導業務を委託して行うもので、「全国健康保険協会管掌健康保険被保険者に対する特定保健指導業務委託要領」に基づき実施するものとする。

2. 委託契約及び委託契約期間

委託契約は、東京支部長と、選定基準を満たした機関との間で「令和5年度特定保健指導業務委託契約書」を締結する。あわせて、希望に応じ、「令和5年度特定保健指導における血液検査等検査業務委託契約書」及び「報奨金の支払契約」を締結することとする。なお、委託期間は、令和5年4月1日から翌年3月31日までとするが、あらかじめ契約の自動更新に関して必要な条項を記載した契約書を取り交わし、契約終了の時から契約期間を1箇年として、自動的に契約を更新する予定としている。

3. 選定基準

別紙の受託要件および次の各項目を満たしていること。

- ① 現在、東京支部と契約している生活習慣病予防健診実施機関であること。
- ② 全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診の請求事務について不備・遅延なく行われていること。また、XMLデータによる請求が可能であること。請求の不備等があった場合は、東京支部からの指示に対しすぐには是正措置を講じられること。
- ③ 健診機関全体で協力して特定保健指導対象者に対する指導の勧奨ができること。各機関の生活習慣病予防健診受診者数に応じた指導目標件数を設定し、目標達成に向け努力できること。
- ④ 東京支部が開催する説明会や研修会に積極的に参加できること。

4. 応募方法

新規契約を希望する機関は、応募に必要な提出書類（項番5参照）を郵送にてご提出ください。 提出期限：令和4年11月15日（火）必着

※参考書類として、令和4年度の実施要領および要綱を当支部ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。なお、令和5年度被保険者に対する特定保健指導委託実施要領及び電子データ仕様等については、追ってご連絡いたします。（令和5年2月頃を予定）

※ご提出いただいた申請書等を受託要件に従い厳正に審査し、実地調査のうえ、選定基準を満たしていると判断した機関と「令和5年度特定保健指導業務委託契約書」を締結いたします。書類審査完了後（令和4年12月を予定）に実施調査の日程調整を行いますので、改めてご連絡させていただきます。

5. 応募に必要な提出書類 (1)～(7)は東京支部指定様式、(8)～(10)は任意様式

指定様式は当支部ホームページにて掲載しております。印字の上、ご使用ください。

- (1) 被保険者に対する特定保健指導業務受託申請書(様式1)
- (2) 被保険者の特定保健指導業務実施計画書(様式2)
- (3) 被保険者の特定保健指導業務実施機関調査書(様式3)
- (4) 特定保健指導業務従事者名簿(様式4)
- (5) 見積書(様式5)
- (6) 再委託申請書(様式6)・・・再委託がある場合のみ提出
- (7) 被保険者に対する特定保健指導受託業務実施方法確認書(様式7)
- (8) 個人情報保護取扱いに関する規定、責任者等の管理体制
- (9) 保健指導実施マニュアル(健診から初回面接実施～継続～評価までの一連の手順がわかるもの)
- (10) 施設内見取り図(保健指導室及び紙・データの保管場所をマーカー等で示すこと)

6. その他

- (1) 提出された書類一式は、返却しませんのでご了承ください。
- (2) 本事業応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用はすべて受託者の負担とします。
- (3) 血液検査等検査業務の受託を希望される場合は、血液検査等実施マニュアルを作成し、以下の事項を記載願います。
 - ・継続支援～血液検査～評価までの一連の流れ
 - ・検査結果がわかるまでに要する時間と本人に結果を通知するまでに要する時間
 - ・血液検査の実施可能な曜日が記載された案内文書(受診者向け任意様式)
 - ・受診者あての検査結果通知(サンプル)

【お問合せ・申請書等の提出先】

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階

全国健康保険協会東京支部 保健グループ 指導チーム 榎・門脇

(TEL 03-6853-6555)

受付時間 平日8:30から17:00

受託要件

(1) 受託機関は、次の要件をすべて満たしている者とする。

ア. 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成25年厚生労働省告示第92号)第2「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。

また、業務の一部を他の実施機関に委託する場合には、ホームページ上の「運営についての重要事項に関する規程の概要」に、再委託の範囲及び委託先等を明示するとともに、「手引き」の『特定保健指導における元請け・下請けの定義』の範囲内とすること。

イ. 高確法及びその他関係法令を遵守し、「手引き」、「標準プログラム」に則って特定保健指導を実施できること。

ウ. 遠隔保健指導を実施する場合は、「遠隔保健指導実施通知」及び「遠隔保健指導実施手引き」に則って実施できること。

エ. 契約締結日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けておらず前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していないこと。

オ. 会社更生法(平成14年法律第154号)上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること。

カ. 民事再生法(平成11年法律第225号)上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること。

キ. 社会保険に関する実績が良好であること。

ク. 特定保健指導の結果については、協会支部が指定する仕様に従い、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データを作成し、電子データを格納したファイルを収録した電子媒体(CD-R)によって提出が可能であること。

ケ. 個人情報の管理は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等関連法令のほか、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」の遵守を徹底していること。

コ. 保健指導機関番号を取得していること。ただし、自社の従業員にのみ実施する場合はこの限りではない。

(2) 受託機関は、本業務に係る利用者本人の自己負担を求めないこと。